

岡山市当新田環境センター
基幹改良・運営事業

入札説明書

令和7年8月

岡 山 市

目 次

1 競争入札に付する事項	4
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項	6
3 特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手続	10
4 入札等の手続に関する事項	10
5 開札方法等に関する事項	12
6 入札の無効に関する事項	13
7 総合評価点及び技術評価点の算定等に関する事項	14
8 参加資格の確認に関する事項	14
9 入札の失格に関する事項	16
10 積算疑義申立手続に関する事項	16
11 落札者の決定に関する事項	16
12 低入札価格調査に関する事項	16
13 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項	16
14 支払条件について	17
15 契約不適合責任期間について	17
16 入札保証金及び契約保証金に関する事項	17
17 その他	18
18 入札、契約事務を担当する課	19
別紙－1 事業スキーム図	20
別紙－2 敷地配置図	21
別紙－3 本件事業に係るリスク分担	22
別紙－4 契約手続きに関する事項	25

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	岡山市当新田環境センターの基幹的設備改良工事及び第２期長期包括運營業務について、基幹改良ＤＢＯ方式を採用し、事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することで、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有すべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を図る「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業」をいう。
本件施設	ごみ焼却施設（工場棟と管理棟は合棟構造）、計量棟、洗車場等の付属建物、敷地内外構施設及びその他付帯設備によって構成する岡山市当新田環境センターをいう。
工場棟	ごみ焼却施設のプラント設備等を収納する建屋をいう。
工場管理棟	ごみ焼却施設を含む本件施設を管理するため本件業務に従事する運営事業者が勤務するための諸室を備えた管理事務所としての機能を備える建屋をいう。本件施設では、工場棟と管理棟は合棟で整備されている。
本件敷地	本件施設が位置する敷地をいう。本件施設の他に当新田事業所、当新田資源回収所、ＢＤＦ供給施設、その他各種駐車場が配置されている。
計量棟	本件施設の正門から退出入する敷地進入道路上に位置し、入口計量機と出口計量機を備える建屋をいう。
当新田事業所	環境局環境部当新田事業所に所属する本市職員が勤務するための諸室を備える建屋をいう。
当新田資源回収所	市内の一般家庭から排出される資源化物を市民自らが持込したものを受入・保管する施設をいう。
ＢＤＦ供給施設	バイオディーゼル燃料を本市のごみ収集車へ給油するための装置を備えた施設をいう。なお、当施設は令和７年度中に撤去する予定である。
余熱利用施設	本件施設の北西に位置する健康増進施設をいう。当該施設の温水プールの熱源として本件施設から低圧蒸気を供給する。
既設メーカー	本件施設を設計施工した事業者（荏原環境プラント株式会社）をいう。
第１期長期包括運營業務	事業期間を平成２８年２月２９日から令和８年３月３１日までとする「岡山市当新田環境センター長期包括運營業務委託」をいう。
第１期事業者	第１期長期包括運營業務を本市より受注した事業者（荏原環境プラント株式会社）をいう。
第１期事業契約	第１期長期包括運營業務に関して、本市と第１期事業者が締結した契約をいう。

用語	定義
本件工事	本件施設の基幹的設備改良工事について、実施設計及び施工を一括して行う性能発注方式（設計・施工一括発注方式）により実施する「岡山市当新田環境センター基幹的設備改良工事」をいう。
本件業務	本件施設の運営管理について、長期的かつ包括的に実施する「岡山市当新田環境センター第2期長期包括運営業務委託」をいう。
基幹改良D B O方式	民間事業者が、基幹的設備改良に関する施設設計（Design）・建設（＝改良）（Build）を行い、運営（Operate）を行う。 公共が、資金調達を行い、設計・建設の監理を行い、施設を所有し、運営状況の監視（モニタリング）を行う。 ＊ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改定版（公益社団法人 全国都市清掃会議）準拠
入札参加者	本件事業の入札に参加する企業または企業グループをいう。
企業グループ	本件事業に係る入札に応募する者のうち、単体企業ではなく複数の企業で応募する場合の企業群をいう。
事業者	本件事業を実施するものとして選定された落札者で、本市と基本協定を締結した者をいう。
設計施工事業者	本市と建設工事請負契約を締結する当事者をいう。 設計施工事業者を代表企業の単体とする場合は、設計企業及び施工企業の別に定める全ての要件を満足しなければならない。 また、共同企業体とする場合は、設計企業、施工企業で構成する共同施工型共同企業体（甲型J V）とし、代表企業が代表を務めなければならない。
運営事業者	本市と運営業務委託契約を締結する当事者をいう。 運営事業者をS P Cとするか、単体の企業とするか、運営J Vとするかの選択については入札参加者の裁量に委ねる。ただし、本件業務を単体の企業で担当する場合は、代表企業が務めなければならない。
構成企業	入札参加者を構成する者をいう。
代表企業	構成企業のうち入札参加者を代表し、本市との交渉窓口となる企業をいう。運営事業者をS P Cとする場合は、S P Cへの出資は、100 分の50 を超える議決権割合を有するものとする。
構成員	事業者を構成する者のうち、S P Cに出資する者をいう。
協力企業	事業者を構成する者のうち、S P Cに出資しない者をいう。
S P C	落札者の構成員が自ら株主として出資設立する本件業務の履行を目的とする特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
設計企業	構成企業のうち本件工事の設計を担当する企業をいう。
施工企業	構成企業のうち本件工事の施工を担当する企業をいう。なお、代表企業は施工企業が務めるものとする。

用語	定義
設計施工 J V	本件工事について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。構成企業のうち代表企業が代表となる共同企業体とする。
運営管理企業	構成企業のうち本件施設の運営管理を担当する企業をいう。一定の要件を満たす代表企業が役割を兼ねることができる。
運営 J V	本件業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。構成企業のうち代表企業が代表となる共同企業体とする。
落札者	本件事業の入札において、本市が定める基準等に基づき決定された者をいう。
募集要項	本件事業の入札公告に伴い公表又は配布する入札説明書、総合評価一般競争入札（簡易型）技術評価基準表、工事要求水準書、運営業務要求水準書及び契約書案等の書類をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
工事要求水準書	本件工事に関する要求水準書である「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 基幹的設備改良工事要求水準書」をいう。
運営業務要求水準書	本件業務に関する要求水準書である「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 第2期長期包括運営業務要求水準書」をいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本件施設が備えるべき性能及び機能をいう。
基本協定	落札決定後、本件事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結する協定をいう。
事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約の総称をいう。
基本契約	事業者が本件事業を一括して発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、本市と設計施工事業者の間で締結する本件工事に関する契約をいう。
運営業務委託契約	基本契約に基づき、本市と運営事業者の間で締結する本件業務に関する契約をいう。
焼却残さ	ごみの処理に伴い本件施設から排出される不燃物、磁選物、固化物をいう。

※ 事業スキーム図については、「別紙－1 本件事業の事業スキーム図」を参照すること。

入札説明書

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名称

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業

(2) 工事場所及び履行場所

岡山市南区当新田 486 番地 1

(3) 事業期間

事業期間は、契約締結の日から令和 23 年 3 月 31 日（日）までとする。

建設工事請負契約に基づく基幹的設備改良工事の期間(工期)は令和 12 年 3 月 29 日(金)までとする。

運営業務委託契約に基づく業務委託期間は令和 23 年 3 月 31 日（日）までとする。なお、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までを「事前準備期間」と規定し、令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 23 年 3 月 31 日（日）までを「実運営期間」という。

(4) 支払条件

① 建設工事請負契約に係る対価

ア 前金払 有り（各年度払い。ただし、令和 7 年度及び令和 8 年度においては請求できない。）

イ 中間前金払 有り（各年度払い）

ウ 部分払 有り（各年度 1 回以内。ただし、令和 7 年度及び令和 8 年度においては請求できない。）

※イ及びウについては契約時にどちらかを選択すること。

エ 支払限度額

令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	0 円
令和 9 年度	359,000,000 円
令和 10 年度	4,090,000,000 円

※ただし、この支払限度額については概算で算定したものであり、実際の支払限度額は設計金額に対する請負代金額の比率に基づいて算定する。

オ 部分引渡し 有り

※令和 10 年 9 月 30 日に A 系統及び非常用発電機を、令和 11 年 6 月 30 日に B 系統をそれぞれ引渡すこと。

② 運営業務委託契約に係る対価

ア 委託費として固定費と変動費を受託者に四半期に 1 回、計 60 回支払う。ただし、令和 7 年度においては請求できない。

（委託費）＝（固定費）＋（変動費）

（変動費）＝（変動費単価）×（廃棄物の処理量）

イ 支払限度額

（固定費総額） 16,628,191,646 円

（変動費総額） 1,191,808,354 円

※固定費は、運営管理費内訳書（様式第9号-2）に記載した固定費総額の60分の1の金額とし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、当該切り捨てた額の合計額を令和8年度の固定費に加算して支払うこととする。

※変動費単価は、運営管理費内訳書（様式第9号-2）に記載した変動費総額を廃棄物の計画処理量（843,630トン、詳細は運営業務要求水準書1-6-1に示す。）で除した金額とし、小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（5）事業の概要

① 事業方式

本件事業は、本件施設の基幹的設備改良工事と第2期長期包括運営業務を事業者に一括して長期的かつ包括的に発注する基幹改良DBO方式により実施するものである。

② 契約の形態

ア 岡山市（以下「本市」という。）と落札者は、落札決定後速やかに、本件事業に係る基本協定を締結する。

イ 本市と事業者は、本件事業に係る基本契約を締結する。

ウ 基本契約に基づいて、本市は、設計施工事業者と本件事業に係る建設工事請負契約を締結する。

エ 基本契約に基づいて、本市は、運営事業者と本件事業に係る運営業務委託契約を締結する。

オ 事業契約の各々についての締結主体を「別紙-1 事業スキーム図」に示す。

③ 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 本件工事に係るもの

設計施工事業者は本市と締結する建設工事請負契約に基づき本件工事を行う。本件工事の範囲については、プラント設備工事関係の他、必要に応じて建築工事関係、プラント設備の解体撤去工事関係、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得等とする。

イ 本件業務に係るもの

運営事業者は運営業務委託契約に基づき、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、主な運営業務は、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務（本件施設の点検整備・補修・機器更新を含む。）、環境管理業務等とする。なお、運営事業者は、本市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

ウ 焼却残さの処理に係るもの

焼却残さの処理は、本市の所掌とする。運営事業者は、焼却残さを本市が指定する性状となるよう管理するとともに、焼却残さ搬出のための運搬車両への積込及び積込補助を行う。なお、焼却残さの本件施設内他所での処理・保管のための運搬は、運営事業者が行う。また、発生量に応じた搬出計画を市の指定する日までに提出し承諾を得ること。

(6) 入札保証金（詳細は 16(1)のとおり）

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 以上の額

(7) 契約保証金（詳細は 16(2)のとおり）

① 本件工事期間における保証

請負代金額の 100 分の 10 以上の額

② 業務委託期間における保証

契約金額の 100 分の 10 以上の額

(8) 契約不適合責任期間

① 建設工事請負契約

ア 施工に関する契約不適合責任期間 2 年

ただし、その契約不適合が設計施工事業者の故意、または重大な過失により生じたものであるときはこれを 10 年間とする。

イ 設計に関する契約不適合責任期間 10 年

② 運營業務委託契約 1 年

(9) その他

① 市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本市令和 7 年 11 月定例市議会(令和 7 年 12 月中旬ごろ議決予定)において可決されなかった場合は、本入札の建設工事請負契約締結は行わない。

② 本入札の基本契約及び運營業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

③ 本入札は、技術力及び価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定により落札者を決定する入札）で行う。

④ 本入札において、7(3)に定める参加資格の有無の確認を行う対象者となった者が 2(3)、17(1)、(2)に該当する場合は、失格とする。

⑤ 本件工事は、建設リサイクル法対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

① 入札参加者は、設計企業、施工企業、運営管理企業により構成されるものとし、構成企業以外の者の入札への参画は認めない。また、入札参加者は、入札参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。

② 構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

③ 入札参加者は、2(2)②の要件をすべて満たす「施工企業」を、当該入札参加者を代表する 1 者を「代表企業」として定めるものとする。

④ SPC を設立する場合は、構成企業のうち、代表企業及び運営管理企業を構成員とし、これらの企業以外の者の出資は認めない。

⑤ 入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。

- ⑥ 構成企業（入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業を含む。）は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ⑦ 設計施工事業者を特定建設工事共同企業体（設計施工JV）とする場合は、甲型共同企業体（共同施工方式）でなければならないとともに、代表企業が当該共同企業体の代表者となるものとする。また、設計施工JVを構成する者の数は、2又は3社とし、出資比率は、構成員数の均等割の10分の6以上で、代表企業の出資比率は構成員中最大であること。
- ⑧ 入札参加者のうち、代表企業が、2(2)①及び2(2)②の要件を全て満たす場合は、設計施工事業者を代表企業1者とするを可とする。
- ⑨ 運営事業者をSPCとする場合は、代表企業は構成員とし、SPCに100分の50を超える出資をするとともに、100分の50を超えるSPCの議決権割合を有するものとする。
- ⑩ 運営事業者をSPCとする場合は、落札者は基本契約締結時までにSPCを岡山市内に設立するものとする。ただし、本件施設内にSPCを設置することはできない。
- ⑪ 構成員は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- ⑫ 運営事業者を特定共同企業体（運営JV）とする場合は、共同業務型共同企業体でなければならないとともに、代表企業が当該共同企業体の代表者となるものとする。また、運営JVを構成する者の数は、2又は3社とし、出資比率は、構成員数の均等割の10分の6以上で、代表企業の出資比率は構成員中最大であること。
- ⑬ 入札参加者のうち、代表企業が、2(2)③の要件を全て満たす場合は、運営事業者を代表企業1者とするを可とする。

（2）各業務を行う者の備えるべき入札参加資格要件

入札参加者は、期日の指定等がない場合には開札日時点において、次の①から③までの各項の要件を満たす者とする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

① 設計企業の要件

設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、設計企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はエ以外の要件を満たすこと。

ア 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登録されていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること（契約締結に係る委任先がある場合は、委任先が建築士事務所の登録を行っていること。）。

ウ 継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる一級建築士の資格を

有する者を1人以上配置できること。

- エ 全連続燃焼式流動床炉（ごみ処理施設性能指針（環境対発第080331003号 平成20年3月31日）に規定する流動床式燃焼装置をいう。以下同じ。）を有する一般廃棄物（ごみ）処理施設で、処理能力100 t /24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備を新設又は基幹的設備改良事業（工事範囲にボイラー・タービン式発電機の改修が含まれていること。）の設計業務を元請（共同企業体での受注でも可とする。）で契約し、平成22年4月1日以降に完成・引渡しが完了した実績を有すること。なお、甲型J Vの構成員としての工事施工（業務履行）実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限り、同種工事施工（業務履行）実績として認める。

② 施工企業の要件

施工企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、施工企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はイ以外の要件を満たすこと。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること。
- イ 全連続燃焼式流動床炉を有する一般廃棄物（ごみ）処理施設で、処理能力100 t /24h以上の施設に余熱利用設備・エネルギー回収設備として設置するボイラー・タービン式発電設備を新設する工事又は基幹的設備改良工事（工事範囲にボイラー・タービン式発電機の改修が含まれていること。）を元請（共同企業体での受注でも可とする。）で契約し、平成22年4月1日以降に完成・引渡しが完了した実績を有すること。なお、甲型J Vの構成員としての工事施工実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限る。
- ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- エ 継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事の監理技術者として専任で配置できること。
- オ 開札日において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における清掃施設工事の総合評定値が860点以上であること。なお、代表企業は施工企業中、最も高い総合評定値であること。

③ 運営管理企業の要件

運営管理企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、運営管理企業が複数の場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者はイからエ以外の要件を全て満たすこと。

- ア 「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登録されていること。
- イ 平成22年4月1日以降に、全連続燃焼式流動床炉で処理能力100 t /24h以上かつボイラー・タービン式発電設備が設置された一般廃棄物（ごみ）処理施設の運営管理業務（業務内容に運転管理業務（施設の運転管理と用役の調達・管理を含むこと。）と維持管理業務（日常的な点検・保守、簡易な補修を含むこと。）を含

むこと。)を受注し、かつ、1年以上継続して業務を履行した実績(開札日において履行期間中のものも含む。)を有すること。

ウ イの運営管理業務の業務遂行形態は以下のとおりとする。

ア) 長期包括的運営委託方式による運営管理業務については、元請として契約した実績、又は出資し設立したSPC(代表企業として100分の50を超える出資をしたものに限る。以下この項において同じ。)において契約した実績であること。

イ) DBO方式による運営管理業務については、元請として契約した実績、又は出資し設立したSPCにおいて契約した実績であること。

ウ) PFI方式による運営管理業務については、出資し設立したSPCにおいて契約した実績であること。

エ 継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる廃棄物処理施設技術管理者になりうる資格を有する者を本件施設の廃棄物処理施設技術管理者として配置できること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項の規定に該当する者。
- ② 入札公告に記載された開札日時において岡山市指名停止基準(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止又は指名留保期間中の者。
- ③ 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第2条第3号に規定する役員等のうちに同条第6号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者。
- ④ 代表者が同じ法人又は個人が、他の入札参加者の構成企業となっている者。
- ⑤ 法人(役員等を含む)又は個人が廃掃法に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑥ 本市が本件事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「当該アドバイザリー業務において提携関係にある者」とは、当該アドバイザリー業務の下請企業として業務に携わっている者をいい、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本件事業に関し、本市のアドバイザリー業務を行う者及びアドバイザリー業務の下請企業として業務に携わっている者は以下のとおりである。

ア 株式会社東和テクノロジー

イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

3 特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手続

上記2(2)に基づき、有資格者名簿又は特定調達名簿に登載がないものが特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

(1) 申請期間

公告日から令和7年9月5日(金)まで期間内必着

(2) 提出先・問い合わせ先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号 財政局財務部契約課管理係

電話 086-803-1194(直通)

(3) 提出方法

原則として郵送。(簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。)

※提出方法を変更する場合があるため、必ず岡山市ホームページを確認すること。

ホームページアドレス(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-17-0-0-0-0-0-0-0.html>)

(4) 申請書類の入手方法

下記4(1)に示す本市ホームページ内環境施設課のページ(以下「環境施設課ホームページ」という。)から、本入札に係る入札説明書に添付している令和7年度特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要項を併せてダウンロードし、取得すること。

4 入札等の手続に関する事項

(1) 契約条項等を示す場所

環境施設課ホームページ

ホームページアドレス(<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000067613.html>)

(2) 募集要項の交付期間及び方法

公告日から開札日までの間に、環境施設課ホームページからダウンロードし、取得すること。

(3) 施設見学

本件施設における施設見学を希望する場合は、以下による。施設見学する者は、秘密保持誓約書(様式第1号)に必要事項を記入の上、施設見学時に持参し提出すること。

当新田環境センターホームページ

ホームページアドレス(<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000010760.html>)

(4) 募集要項に関する質問の受付期間及び方法

公告日から令和7年8月28日(木)午後4時まで、環境局環境施設部環境施設課まで様式第2号に記入した電子データを電子メールの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

※メール本文に質問者氏名、連絡先電話番号を明記すること。なお、送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問すること。また、メールの件名は「入札質問(岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業)」など、わかりやすい件名にすること。

<募集要項に関する質問提出先>環境局環境施設部環境施設課

E メールアドレス：kankyoushisetsuka@city.okayama.lg.jp

(5) 募集要項に関する質問回答の掲載期間及び方法

令和7年9月4日(木)午後4時から開札日まで、環境施設課ホームページに掲載する。

(6) 技術資料等及びその他資料(以下「技術資料等」という。)の提出について

① 受付期限

令和7年9月17日(水)まで(岡山大供郵便局に必着)

(ただし、必ず上記4(5)の募集要項に関する質問回答を確認した後に郵送すること)

② 技術資料等提出書類

ア 特定建設工事共同企業体協定書(様式第10号)

イ 特定共同企業体協定書(様式第11号)

ウ 委任状(代表企業)(様式第12号-1)

エ 技術資料等及びその他資料提出書(様式第13号)

オ 施工実績調書(技術資料用)(様式第14号)及び添付書類

カ 配置予定技術者等調書(技術資料用)(様式第15号)及び添付書類

キ 企業の体制等に関する調書(様式第16号)及び添付書類

ク 施工の工程管理に係る技術的所見(様式第17号)

ケ 施工に関する課題に係る技術的所見(様式第18号)

コ 施工及び運営に関する課題に係る技術的所見(様式第19号)

サ 品質管理に関する課題に係る技術的所見(様式第20号)

※アからウについては、共同企業体を結成し本入札へ参加する場合に作成すること。

※オ及びカについては、代表企業のみ作成すること。

※キについては、構成企業ごとに作成すること。

※提出された資料によってのみ評価するため、提出漏れ等に十分注意すること。

③ 技術資料等の提出方法

ア 〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所⑫契約課宛て、一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。

イ 封筒は、入札書郵送用指定封筒(以下「指定封筒」という。)以外の封筒を用いることとし、封筒への記載内容については、後記「技術資料等郵送についての注意事項」を参照し、作成すること。

ウ 封筒の表面に「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業技術資料等在中」と記載すること。

エ 封筒の裏面にグループ名、代表企業の所在地及び商号又は名称等を記載すること。

④ 技術資料等の提出に係る注意事項

ア 技術資料等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

イ 技術資料等を同封すること。

ウ 提出された技術資料等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

エ 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(7) 入札書及び基幹的設備改良工事費内訳書(様式第9号-1)及び運営管理費内訳書(様式第9号-2)(以下「入札書等」という。)の提出について

① 受付期限

令和7年9月17日(水)まで(岡山大供郵便局に必着)

(ただし、必ず上記4(5)の募集要項に関する質問回答を確認した後に郵送すること)

② 入札書等の提出方法

ア 〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所⑫契約課宛て、一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。

イ 入札書等に必要事項を記入し、記名押印(押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。)したものを指定封筒に入れ、密封して提出すること。

指定封筒のサイズや記載内容については、後記「入札書等郵送についての注意事項」を参照し、作成すること。

ウ 指定封筒の表面に「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業入札書等在中」と記載すること。

エ 封筒の裏面にグループ名、代表企業の所在地及び商号又は名称等を記載すること。

③ その他

ア 入札回数は1回とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書には、くじ番号欄に任意の3桁の数字を記入し、基幹的設備改良工事費内訳書(様式第9号-1)及び運営管理費内訳書(様式第9号-2)を添付すること。

エ 郵送した入札書等は、訂正、引換え又は撤回することはできない。

オ 特に必要があると認める場合を除き、入札書等郵送後の入札辞退は認めない。

5 開札方法等に関する事項

(1) 開札日時

令和7年9月19日(金)午後1時30分

(2) 開札場所

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎5階入札室

(3) 開札は、入札参加者のうち立会を希望する者(入札参加者につき1人を限度とする。)1人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

(4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人(代理人の場合は、委任状(開札の立会い)(様式第12号-2)を提出した者に限る。)とする。

- (5) 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。）がない場合は、入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、総合評価一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、6(1)から(20)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 入札執行者は、(6)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (9) (8)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (10) (8)又は(9)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書及びその他の書類を無効とする。
- (11) 本市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。
- (12) 入札に際して、契約規則の規定を遵守すること。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書等に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書等を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書等を提出した入札
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書等を提出した入札
- (8) 岡山市建設工事郵便入札実施要綱第7条第3項に規定する入札参加辞退届を入札書受付期限の3日前までに提出しない者がした入札
- (9) 入札書等が受付期限までに到着していない入札
- (10) 指定封筒記載の事業名又は差出人名と同封された入札書等に記載された事業名又は入札参加者名が相違する入札
- (11) 指定封筒に事業名又は差出人名が記載されていない入札
- (12) 1通の指定封筒に複数の入札書等を封入して提出した入札
- (13) 基幹的設備改良工事費内訳書（様式第9号-1）及び運営管理費内訳書（様式第9号-2）が入札書とともに指定封筒に同封されていない入札
- (14) 提出期限までに技術資料等の全部又は一部を提出しない者がした入札
- (15) 技術資料等を公告で指定する方法以外の方法で提出した者がした入札
- (16) 提出された技術資料等の全部又は一部に誤記又は記載漏れ等があり、適正な評価ができない入札

- (17) 提出された技術資料等に虚偽の記載をした者がした入札
- (18) 技術提案の内容が不適切で確実な施工又は業務の履行が困難と認められる場合その他適正な評価ができない技術資料等を提出した者がした入札
- (19) 明らかに不正によると認められる入札
- (20) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

7 総合評価点及び技術評価点の算定等に関する事項

総合評価点及び技術評価点は、有効入札書を提出した入札参加者ごとに算定するものとする。

(1) 総合評価点の算定方法

総合評価点 = (技術評価点 / 入札価格) × 100,000,000

※総合評価点は小数点第4位までとし、第5位以下を切り捨てるものとする。

(2) 技術評価点の算定方法

技術評価点 = 標準点 + 加算点

※標準点は技術資料等を提出し、かつ、有効入札書を提出した入札参加者に与えるものとし、100点とする。

※総合評価一般競争入札落札者決定基準第5条第2項ただし書きは適用しない。

※加算点の算出方法は別表「総合評価一般競争入札（簡易型）技術評価基準表」のとおり。

(3) 上記(1)及び(2)の方法により総合評価点を算定した後に、有効入札書を総合評価点の高い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を参加資格の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。

(4) (3)により有効入札書に順位を付す場合において、総合評価点が同一の者が2人以上あるときは入札価格の低い順に順位を付し、入札価格も同一のときは次の方法により順位を決定するものとする。

① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。

② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と①により付された番号が一致した者を第1順位の確認対象者とし、他の者は①により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。

8 参加資格の確認に関する事項

(1) 確認対象者は、下記に示す総合評価一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、2(3)又は9又は17(1)、(2)に該当することが確認された場合は、この限りではない。

なお、申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

① 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）

② 指名停止等措置状況調書（様式第4号）

- ③ 配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用・設計企業）（様式第5号-1）
- ④ 配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用・施工企業）（様式第5号-2）
- ⑤ 配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用・運営管理企業）（様式第5号-3）
- ⑥ 技術者に関する誓約書（様式第6号）
- ⑦ 施工（履行）実績調書（入札参加資格確認用・設計企業）（様式第7号-1）
- ⑧ 施工実績調書（入札参加資格確認用・施工企業）（様式第7号-2）
- ⑨ 業務実績調書（入札参加資格確認用・運営管理企業）（様式第7号-3）
- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく刑罰状況調書（様式第8号）
- ⑪ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）（写し可）
- ⑫ 建設業法施行規則第2条第1号に規定されている様式第1号別紙二（本市との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわかるもの。）（写し可）
- ⑬ 建築士事務所登録証明書の原本（指定事務所登録機関が発行したもので、発行日から3か月以内のもの。）

※②から⑥及び⑩、⑪は構成企業ごとに提出すること。

※⑦及び⑬は、2（2）①エの要件を満たす設計企業のうち、1者のみ提出すること。

※⑧は代表企業のみ提出すること。

※⑨は、2（2）③イの要件を満たす運営管理企業のうち、1者のみ提出すること。

※⑫は施工企業のみ提出すること。

（2）申請書等提出方法

持参に限る。

※受付は窓口受付のみとする。なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。

（3）申請書等受付期限及び受付時間

① 受付期限

確認対象者となった日の3日後の午後5時15分まで（休日を除く。）

※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、提出はできる限り確認対象者となった日の2日後までに行うこと。なお、受付期限以降の申請書等の訂正及び差替え等は認めない。

② 受付時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

（4）申請書等受付場所

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号 財政局財務部契約課

（5）確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準とし

て、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が、2（3）又は9又は17（1）、（2）に該当するとき又は（1）ただし書に該当するときは、当該確認対象者を失格とする。

（6）（5）により確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。

（7）（6）により確認を行う場合は、（5）を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、

上位順位者の参加資格がないと認めた日の3日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）

- (8) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (10) (5)から(9)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

9 入札の失格に関する事項

上記8に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 入札書に記載された入札価格と異なる合計金額の基幹的設備改良工事費内訳書（様式第9号-1）及び運営管理費内訳書（様式第9号-2）を提出した者
- (5) 基幹的設備改良工事費内訳書（様式第9号-1）又は運営管理費内訳書（様式第9号-2）の各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等内容に不備がある基幹的設備改良工事費内訳書（様式第9号-1）又は運営管理費内訳書（様式第9号-2）を提出した者。
- (6) 記名押印がない基幹的設備改良工事費内訳書（様式第9号-1）及び運営管理費内訳書（様式第9号-2）を提出した者
- (7) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (8) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (9) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

10 積算疑義申立手続に関する事項

建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱は適用しない。

11 落札者の決定に関する事項

8(1)から(10)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。

12 低入札価格調査に関する事項

岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱及び環境局委託業務の履行確保等に関する調査取扱要領は適用しない。

13 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、

その理由も併せて通知するものとする。

- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

1 4 支払条件について

1 (4) のとおり。

1 5 契約不適合責任期間について

1 (8) に定めるとおり。

1 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金について

- ① 見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の 100 分の 5 以上の額を納付すること。
- ② 入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証とする。
- ③ 入札保証金を免除することができる者は、開札日の前日から過去 3 年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと、本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は入札保証保険契約を締結した者とする。
- ④ 入札保証金の納入は、財政局財務部契約課において発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（休日を除く。）の午後 3 時までに領収書を財政局財務部契約課へ提出すること。（金融機関の保証を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）の午後 3 時までに財政局財務部契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

(2) 契約保証金について

- ① 本件工事期間における保証
 - ア 請負代金額の 100 分の 10 以上の額を納付すること。
 - イ 契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、金融機関の保証、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証、又は公共工事履行保証証券による保証とする。
また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ウ 契約保証金の納入は、財政局財務部契約課において発行する納入通知書で納付し、契約締結時（ただし、本市市議会の議決を経て契約する工事は、当該工事の契約締結に係る議決予定日（以下「議決予定日」という。）の前日まで）に契約書等とともに領収書を財政局財務部契約課へ提出すること。（契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合も、同様にその保証に係る書類を提出すること。）
- ② 本件業務期間における保証
運営事業者（運営事業者を S P C とする場合は S P C）は、契約締結時（運営業務

委託契約に従い、本件工事の契約締結に係る議決予定日の前日）までに、以下の要領で契約保証金を納付すること。

ア 契約金額の100分の10以上の額を納付すること。

イ 契約保証金の納入は、環境施設課において発行する納入通知書で納付し、契約締結時（本件工事の契約締結に係る議決予定日の前日まで）に契約書等とともに領収書を環境施設課へ提出すること（契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合も、同様にその保証に係る書類を提出すること。）。

ウ 契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、金融機関の保証とする。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

エ 契約保証の期間は分割することができるものとし、契約保証の期間を分割した場合には前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証金の額は、契約金額から既済部分を控除して得た額の100分の10以上とすることができる。

17 その他

- (1) 事業協同組合及び当該組合の組合員については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。また、組合員が1者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。
- (2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務がある構成企業で、公告に定める開札日時において、社会保険等に未加入の構成企業は入札に参加できない。
- (3) 配置予定技術者及び当該入札参加資格に必要なその他の有資格者は、公告に定める開札日時において、継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。
- (4) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者は、議決予定日において、他の工事又は業務に配置していないこと。
- (5) 落札者は、配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用）に記入した配置予定技術者を本件工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、当該配置予定技術者が病休、退職等の特別な場合に限り、同等の資格要件を満たす別の技術者に変更することができるものとする。
- (6) 本入札結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由、入札参加者及び各入札参加者の入札金額、技術評価点、総合評価点について、入札・契約ホームページにおいて閲覧に供する。
- (7) ISO 認証取得者とは、(公財)日本適合性認定協会(JAB)によって認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証（認証状）を取得しているもの、又は国際認定機関フォーラム(IAF)相互承認グループに加盟している認定機関から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証（認証状）を取得しているものを指し、付属書のみによる認証取得者は除くものとする。
- (8) 契約の締結に当たり、落札者が提示した技術資料のうち本件工事の施工に関する提案内容については、要求水準の一部とし、契約締結後、受注者の責めに帰すべき事由により、

要求水準の一部となった提案内容を満たす施工が行われていないと判断した場合は、岡山市工事検査規程（昭和 53 年市訓令甲第 2 号）第 16 条に規定する工事成績評定表の評定点を減ずる措置を講じるものとする。この場合において技術資料の内容と施工内容又は業務内容に著しい差異があるときは、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除を行うことができるものとする。

- (9) 入札参加者から提出された技術資料については、その採否にかかわらず公表しないものとする。
- (10) 提出された技術提案について、以後の類似工事又は類似業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本市が発注する工事又は業務に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りでない。
- (11) 開札後、契約が地方自治法第 234 条第 5 項の規定により確定する前に、発注者の入札手続の誤り等により、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし又は確認対象者の決定若しくは落札者の決定を取消す場合がある。
- (12) 本入札におけるその他の契約条項については、入札・契約ホームページに掲載する。
- (13) 本入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則、岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則、岡山市建設工事郵便入札実施要綱、岡山市建設工事一般競争入札実施要綱、岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱及び岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱に定めるところによる。
- (14) この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (15) この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項で特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

18 入札、契約事務を担当する課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

財政局財務部契約課 工事契約係

電話：086-803-1157（直通）

別紙－１ 事業スキーム図

本件事業において想定する事業スキームのうち、SPCを設立する場合のスキーム図を図1、SPCを設立しない場合のスキーム図を図2に示す。なお、SPCを設立する場合の構成員と協力企業の組成については、2（1）④によるものとし、図1に示すスキーム図は施工企業のうち代表企業と運営管理企業を構成員と想定した場合のスキーム図である。

図1 本件事業の想定事業スキーム図（SPCを設立する場合）

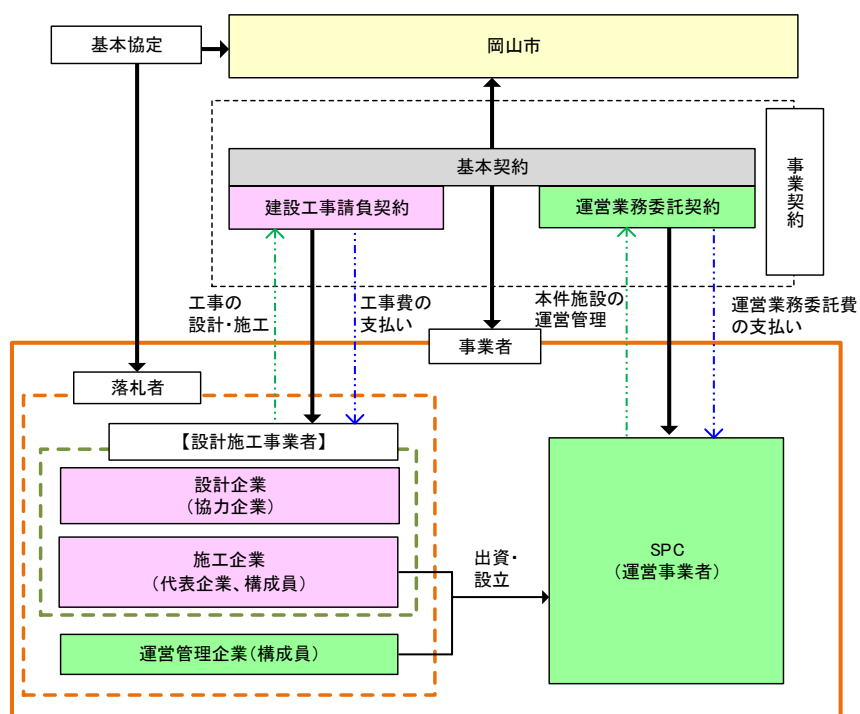


図2 本件事業の想定事業スキーム図（SPCを設立しない場合）

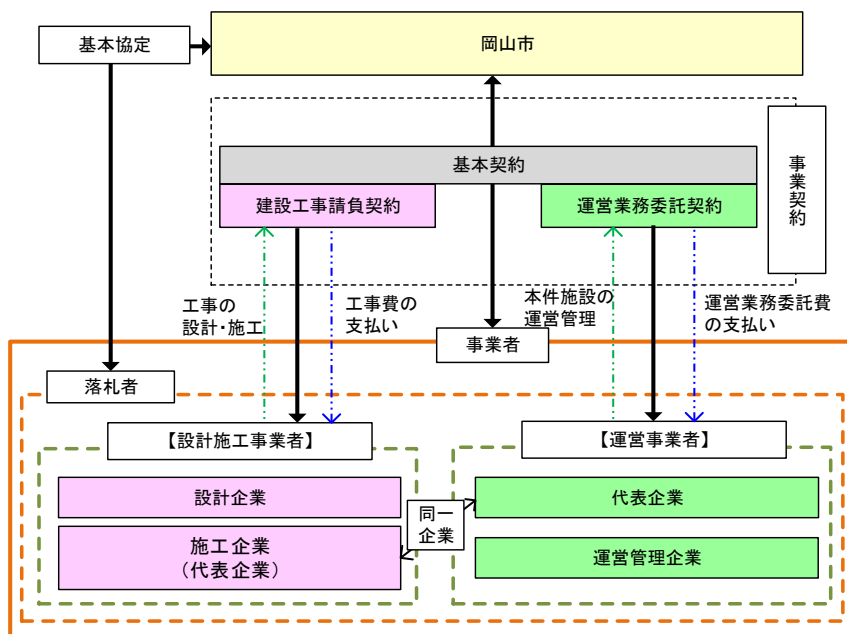
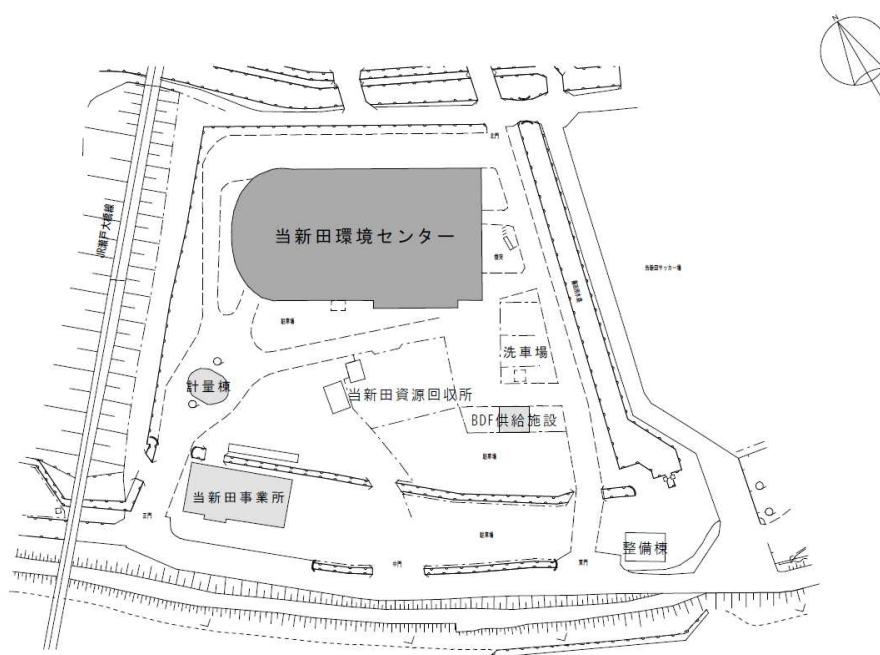


図3 周辺敷地図



図4 本件敷地配置図



別紙－３ 本件事業に係るリスク分担

本件事業に係る本市と事業者のリスク分担について、以下の表に示す。

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○：主分担 △：従分担	
			本市	事業者
共通	入札書類リスク	募集要項の誤記、提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない等	○	
		事業者の事由により契約が結べない等		○
	議会リスク	建設工事請負契約に関する議会承認が得られない場合	○	○
	計画変更リスク	本市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	建設用敷地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		事業者の事由により発生した住民反対運動等		○
	法令等の 変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更 リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延 リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	入札参加リスク	入札参加に要する費用に関するもの		○
	事故の発生 リスク	設計、建設、運営において、事業者の事由により発生する事故、火災等に関するもの		○
		上記以外の本市に帰責する事由により発生する事故、火災等に関するもの	○	
	資金調達リスク	交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない、又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されない、又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等	○	
	金利変動リスク	金利の変動に伴う事業者の経費増減によるもの		○
	物価変動リスク	インフレ、デフレによる物価変動によるもの※1	○	○
	事業の中止・遅延 に関するリスク (債務不履行リスク)	本市の指示、本市の財政破綻等に伴うもの	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○
		上記以外の本市に帰責する事由により発生する事故等に対する賠償等	○	
	不可抗力リスク	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力により事業の実施が不可能となる等	○	
		設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力による修復のための事業遅延等	○	△

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○：主分担 △：従分担	
			本市	事業者
設計段階	設計変更リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の設計成果物等の不備、変更に基づく設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
建設段階	建設着工遅延	上記以外の要因によるもの		○
		募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○	
	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準への不適合（施工不良を含む）		○
	既存の施設への影響リスク	事業者の事由により、既存の施設に影響を与えたことにより生じた損害等		○
		本市の事由により、既存の施設に影響を与えたことにより生じた損害等	○	
運営段階	処理対象物の質及び量の変動リスク	試運転・引渡し性能試験の結果が、事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの		○
		試運転・引渡し性能試験に要する処理対象物の供給に関するもの	○	
		受入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以上の変動）	○	
	性能未達リスク	受入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以内の変動）		○
		災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△
		施設が事業契約に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○
	施設に係るリスク	本市の事由により事業契約に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○	
		施設の設計・施工の契約不適合に係るもの		○

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者 ○：主分担 △：従分担	
			本市	事業者
運営段階	技術革新	技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（本市が求める場合）	○	
		技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（事業者が提案する場合）		○
	発電収入変動リスク	電力会社との契約内容による発電収入の変動	○	
		発電量の変動に関する費用変動 （計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にある場合）		○
		発電量の変動に関する費用変動 （計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にない場合）	○	
	熱供給リスク	余熱利用施設への熱供給停止（規定する供給量未達含む）に伴う本市の減収及び費用増大（供給停止の帰責事由が事業者にある場合）		○
		余熱利用施設への熱供給停止（規定する供給量未達含む）に伴う本市の減収及び費用増大（供給停止の帰責事由が事業者にない場合）	○	
		供給用配管の破損・更新等に係るもの （帰責事由が事業者にある場合）		○
		供給用配管の破損・更新等に係るもの （帰責事由が事業者にない場合）	○	
	利用者リスク	事業者の事由による見学者等の施設利用者の事故に対するもの		○
		上記以外の要因による見学者等の施設利用者の事故に対するもの	○	
	施設破損リスク	事故・火災等の修復等に係るもの （帰責事由が事業者にある場合）		○
		事故・火災等の修復等に係るもの （帰責事由が本市にある場合）	○	
		施設・設備の老朽化、劣化によるもの		○
		第三者による施設・設備の破損に伴うもの （帰責事由が事業者にある場合）		○
		第三者による施設・設備の破損に伴うもの （帰責事由が本市にある場合）	○	
	焼却残さに係るリスク	焼却残さの性状及び積込に係るもの		○
		焼却残さの運搬及び処分に係るもの	○	
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由による費用増大		○
		事業終了時の諸手続きに係る本市の事由による費用増大	○	

※1 建設段階においては基本的には事業者のリスクであるが、インフレスライド条項の適用となる著しい物価変動の場合については、協議により決定した増額費用が本市の負担となる。運営段階においては、基本的には本市の負担となる。

別紙－４ 契約手続きに関する事項

１ 落札決定後の契約手続き

落札決定後に本市と落札者の間で締結する契約書等は以下の内容とする。

（１）基本協定の締結

落札決定後速やかに、本市と落札者との間で基本協定を締結する。

基本協定には、本件事業に関する事業契約の締結に向けた、本市と落札者の立場と義務を確認するとともに、事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

なお、運営事業者をＳＰＣとする場合は、定めに基づき落札者は速やかにＳＰＣを設立しなければならない。

（２）事業契約の締結

本市と事業者は、基本協定を締結した後、本件事業を包括的に契約するための事業契約を締結する。事業契約とは、次の内容の３つの契約の総称である。

① 基本契約

基本契約は、事業者へ本件事業を一括して発注・契約するために、本市と事業者の間で締結する本件事業に関する契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

② 建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき本市と事業者（この場合は設計施工事業者）の間で締結する本件工事に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

建設工事請負契約は、岡山市議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

③ 運營業務委託契約

運營業務委託契約は、基本契約に基づき本市と事業者（この場合は運営事業者）の間で締結する本件業務に関する契約である。

運營業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付き契約とする。

技術資料等郵送についての注意事項

封筒記載例

7000913						
岡山大供郵便局留						
岡山市役所⑫契約課宛						
岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業						
技術資料等在中						
簡易書留						

※朱書

(表面)

〇〇グループ
代表企業
所在地・商号又は名称・代表者名

(裏面)

- ・一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。
- ・表面に、「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業技術資料等在中」、裏面に差出人名を記載すること。
- ・技術資料等を封入すること。

入札書等郵送についての注意事項

指定封筒記載例

7 0 0 0 9 1 3						
岡山市大供郵便局留 岡山市役所⑫契約課 行 岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 入札書等在中 簡易書留						
(表面)						
〇〇グループ 代表企業 所在地・商号又は名称・代表者名						
(裏面)						

※朱書

※封書の大きさ：角形 2 号(240mm×332mm)

- ・ 入札書（様式第 9 号）及び基幹的設備改良工事費内訳書（様式第 9 号—1）、運営管理費内訳書（様式第 9 号—2）を封入すること。
- ・ 一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。
- ・ 「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 入札書等在中」、裏面に差出人名を記載すること。（事業名、差出人名は入札書の記載と同一とすること。）
- ・ 複数の入札書等を同封しないこと。